

施肥体系緊急転換総合対策の事務の進め方について 〔国の21年度補正予算事業関係〕

<事業の種類と申請期間等>

事業の種類	申請期間（事業実施者→県担い手協議会）
(1) 施肥体系緊急転換対策事業	平成21年7月1日～平成21年12月25日
(2) 有機資源活用型減肥栽培推進事業	平成21年7月1日～平成21年12月25日
(3) 肥料高騰対応緊急対策事業	平成21年7月1日～平成21年7月31日

1 施肥体系緊急転換対策事業

(1) 事業実施者

農業協同組合連合会、農業協同組合、農事組合法人、農業生産法人、特定農業団体、その他農業者の組織する団体（規約のある団体）で次の要件を満たすもの。

- ① 3戸以上の受益農家を含むこと。
- ② 受益農家が平成21年産の水稻の生産調整実施者であること。
又は、普及指導機関や試験研究機関等が参画する組織等。

(2) 支援対象となる取組〔補助率〕

① 土壌診断に基づく施肥設計の見直し〔定額〕

土壌診断の実施及び診断結果に基づく効率的施肥の指導等、地域における化学肥料
施用量の低減に向けた推進体制を強化するための取組

- ア 簡易土壌診断装置の導入
- イ 施肥指導等支援用パソコンソフトの導入、パソコンの借上
- ウ 土壌診断用試薬等、土壌診断に係る消耗品の購入
- エ 土壌診断等実施に係る補助者賃金
- オ 施肥指導者育成等に係る研修会等開催費及び出席旅費
- カ 外部機関による土壌診断等実施経費

② 地域有機資源等の効率的な活用により化学肥料施用量を低減する新しい施肥体系への転換実証〔1/2以内〕

メタン発酵消化液やペレットたい肥等の地域資源の利用拡大や効率的利用につながる
肥料・資材の活用、土壌中に過剰に蓄積された肥料成分の有効活用を図るための技術の
導入等による、化学肥料施用量の低減につながる新たな施肥体系への転換効果を実証す
る取組

- ア 化学肥料施用量低減に向けた検討会の開催・運営
- イ 実証に必要な機械、有機肥料散布機（たい肥散布機は除く）等の整備
- ウ 実証に必要な装置・設備等（肥料分配機、肥料混合機、ペレタイザー、たい肥成分等分析装置等）の整備
- エ 実証に必要な機械・施設等の借上
- オ 地域有機資源等の購入・運搬
- カ 液肥散布等に係る作業等委託
- キ 実証に必要な消耗品類の購入
- ク 実証効果等の調査賃金

(3) 補助対象とする経費

- ① 機械費 ② 設備備品費 ③ 消耗品費 ④ 旅費 ⑤ 謝金
- ⑥ 賃金 ⑦ 役務費 ⑧ 委託費 ⑨ その他（会議費等）

(4) 事業実施の手続き

- ① 事業実施者は、事業実施計画承認申請書（参考様式第8号）を作成し、平成21年8月31日を第1回の申請期限として、平成21年12月25日までに地域農林水産部農業振興課を経由して県食の安全・安心推進課（県担い手協議会）に提出します。
- ② 県担い手協議会は、事業実施計画書の内容を審査し、適当である場合は、事業実施者に事業の採択を通知します。
- ③ 事業実施者は、助成金交付申請書（業務方法書別紙様式第3号）を地域農林水産部農業振興課を経由して県食の安全・安心推進課（県担い手協議会）に提出します。（①の事業実施計画書の提出と併せて行うことができます。）
- ④ 県担い手協議会は、助成金交付申請書の内容を審査し、適当である場合は、交付決定し、通知します。
- ⑤ 事業実施者は、交付決定通知を受けた後、概算払を希望する場合は、概算払請求書（業務方法書別紙様式第5号）を地域農林水産部農業振興課を経由して県食の安全・安心推進課（県担い手協議会）に提出します。
- ⑥ 事業実施者は、事業の効果的な実施のためにやむを得ない事情があり、交付決定前に着手する場合は、あらかじめ交付決定前着手届（参考様式第10号に準ずる）を地域農林水産部農業振興課を経由して県食の安全・安心推進課（県担い手協議会）に提出します。
- ⑦ 事業実施者は、①の事業実施計画書について、変更が生じた場合は、事業実施計画変更承認申請書（参考様式第8号）を作成し、①、②に準じて手続きを行います。
- ⑧ 事業実施者は、平成22年2月28日までに（2）の①、②の取組を終え、事業完了後速やかに事業実績報告書（参考様式第11号）を地域農林水産部農業振興課を経由して県食の安全・安心推進課（県担い手協議会）に提出します。
- ⑨ 県担い手協議会は、事業実績報告書の内容を確認し、助成金の額の確定通知と併せて精算払（又は助成金の返還）を行います。

2 有機資源活用型減肥栽培推進事業

(1) 事業実施者

1 - (1) から農協連合会、普及指導機関や試験研究機関等が参画する組織等を除く。

(2) 支援対象となる取組

事業年において、

① 土壌診断に基づく施肥設計の見直しを行うこと

② (別に定める) 地域に存在する有機資源等を活用した生産を行うこと

を組み合わせた取組により、基準年に比べて事業年の化学肥料の施用量*を2割以上低減する取組。

※ 化学肥料の施用量

① 事業年：平成21年7月1日から平成22年6月30日

② 基準年：平成20年7月1日から平成21年6月30日

までの間に購入する肥料を主として使用する作物の栽培期間中に施用する化学肥料の施用量。

(3) 取組の助成要件

① 土壌診断は、前作の収穫終了後、事業年の作付前に実施するものに限定されます。

② 地域に存在する有機資源等を活用した生産は、次の地域有機資源等について、化学肥料の3要素の成分量(肥効率等を反映したもの)に換算して、施用の前後でおおむね1割以上の化学肥料の低減効果を考慮した施用により、当該地域有機資源等を活用した生産を行う取組とします。

ア 緑肥作物

イ たい肥

ウ VA菌根菌資材

エ 特認有機資源等(1割以上の化学肥料の低減効果があると認定されたもの)

※ 具体的には、作付前に行った土壌診断をもとに、当該地域有機資源等を活用して化学肥料を1割削減する施肥設計に基づき行う生産の取組。

※※ 基準年に当該地域有機資源等を活用している場合は、事業年に当該地域有機資源等の施用量を基準年の施用量より増やす取組も含める。

③ 化学肥料を2割以上低減する取組の判定は、受益農家単位又は事業実施者単位により、取組の対象とする作物ごとに、単位面積当たりで、次のいずれかの方法により行います。

ア 事業年の各化学肥料を3要素の成分に換算した上で肥料成分量の総計を算出し、基準年のそれと比較する方法

イ 事業年の各化学肥料を2要素(りん酸及びカリ)の成分量に換算した上で肥料成分量の総計を算出し、基準年のそれと比較する方法

(4) 助成額

1アール当たり300円×事業年における取組の対象面積

(5) 事業実施の手続き

- ① 事業実施者は、事業実施計画承認申請書（参考様式第16号）を作成し、平成21年8月31日を第1回の申請期限として、平成21年12月25日までに地域農林水産部農業振興課を經由して県食の安全・安心推進課（県担い手協議会）に提出します。
- ② 県担い手協議会は、事業実施計画書の内容を審査し、適当である場合は、事業実施者に事業の採択を通知します。
- ③ 事業実施者は、助成金交付申請書（業務方法書別紙様式第3号）を地域農林水産部農業振興課を經由して県食の安全・安心推進課（県担い手協議会）に提出します。（①の事業実施計画書の提出と併せて行うことができます。）
- ④ 県担い手協議会は、助成金交付申請書の内容を審査し、適当である場合は、交付決定し、通知します。
- ⑤ 事業実施者は、交付決定通知を受けた後、概算払を希望する場合は、概算払請求書（業務方法書別紙様式第5号）を地域農林水産部農業振興課を經由して県食の安全・安心推進課（県担い手協議会）に提出します。
- ⑥ 事業実施者は、①の事業実施計画書について、助成金の増加を伴う重要な変更が生じた場合は、事業実施計画変更承認申請書（参考様式第16号）を作成し、①、②に準じて手続きを行います。
なお、それ（助成額の増加を伴わない）以外の変更は、実施計画変更届出書（参考様式第18号）を地域農林水産部農業振興課を經由して県食の安全・安心推進課（県担い手協議会）に提出します。
- ⑦ 事業実施者は、平成22年2月28日までに（2）の①、②の取組を終え、事業完了後速やかに事業実績報告書（参考様式第19号）を地域農林水産部農業振興課を經由して県食の安全・安心推進課（県担い手協議会）に提出します。
- ⑧ 事業実施者は、事業年における対象作物の全ての化学肥料及び地域有機資源等の施用が終了した後に、取組実績報告書（参考様式第20号）を地域農林水産部農業振興課、県食の安全・安心推進課を經由して東北農政局に提出します。
- ⑨ 県担い手協議会は、事業実績報告書の内容を確認し、助成金の額の確定通知と併せて精算払（又は助成金の返還）を行います。

3 肥料高騰対応緊急対策事業

(1) 事業実施者

農業協同組合、農事組合法人、農業生産法人、特定農業団体、その他農業者の組織する団体（規約のある団体）で次の要件を満たすもの。

- ① 3戸以上の受益農家を含むこと。ただし、20年度補正予算による肥料・燃油高騰対応緊急対策事業の事業実施者にあつては、既存の受益農家を含めることができる。（新規取組農家1戸でも申請が可能です。）
- ② 受益農家は、やむを得ない理由により、20年度補正予算による肥料・燃油高騰対応緊急対策事業の支援を受けられなかった者であること。

- ③ 受益農家が平成20年産の水稻の生産調整実施者又は平成21年産の水稻の生産調整実施確約者であること。

(2) 支援対象となる取組及び助成額

20年補正予算による肥料・燃油高騰対応緊急対策事業と同じ。

(3) 事業実施の手続き

- ① 事業実施者は、事業実施計画承認申請書（参考様式第26号）を作成し、内容が適正であることを確認した上で、事業実施計画書の提出に係る理由書（参考様式第27号）を添えて、平成21年7月31日までに地域農林水産部農業振興課を経由して県食の安全・安心推進課（県担い手協議会）に提出します。
- ② 県担い手協議会は、事業実施計画書の内容を審査し、適当である場合は、事業実施者に事業の採択を通知します。
- ③ 事業実施者は、助成金交付申請書（業務方法書別紙様式第3号）を地域農林水産部農業振興課を経由して県食の安全・安心推進課（県担い手協議会）に提出します。（①の事業実施計画書の提出と併せて行うことができます。）
- ④ 県担い手協議会は、助成金交付申請書の内容を審査し、適当である場合は、交付決定し、通知します。
- ⑤ 事業実施者は、交付決定通知を受けた後、概算払を希望する場合は、概算払請求書（業務方法書別紙様式第5号）を地域農林水産部農業振興課を経由して県食の安全・安心推進課（県担い手協議会）に提出します。
- ⑥ 事業実施者は、①の事業実施計画書について、助成金の増加を伴う重要な変更が生じた場合は、事業実施計画変更承認申請書（参考様式第26号）を作成し、①、②に準じて手続きを行います。
- なお、それ（助成額の増加を伴わない）以外の変更は、実施計画変更届出書（参考様式第29号）を地域農林水産部農業振興課を経由して県食の安全・安心推進課（県担い手協議会）に提出します。
- ⑦ 事業実施者は、対象作物の全ての肥料の施用が終了した後に、事業実績報告書（参考様式第30号）に実績報告確認書（参考様式第31号）を添えて地域農林水産部農業振興課を経由して県食の安全・安心推進課（県担い手協議会）に提出します。
- ⑧ 県担い手協議会は、事業実績報告書の内容を確認し、助成金の額の確定通知と併せて精算払（又は助成金の返還）を行います。

(4) 留意事項

- ① 地域特認技術については、20年補正予算による肥料・燃油高騰対応緊急対策事業で認定を受けているものは、そのまま適用することができます。（新たに申請する場合は、参考様式21号により申請します。）
- ② 肥料費の平均高騰率は、20年補正予算による肥料・燃油高騰対応緊急対策事業で認定を受けている1.48を使用します。

※ 1、2、3の事業ともに5年間、関係書類を保管する必要があります。